

《長崎新聞 平成 24 年 3 月 26 日朝刊より転載》

【質問】4月から「医療の価格」が変わるようですが、具体的にはどう変わるのですか。
(42歳・自営業女性)

診療報酬改定

【回答】4月から診療報酬が改定されます。診療報酬とはさまざまな医療行為や薬について国が定めた値段のことです。診療報酬は2年ごとに改定されていますが、今年は3年ごとに見直される介護報酬と同時に改定されました。

今回、診療報酬は0・004%とわずかに引き上げられました。この引き上げ分は医療機関の収入増となりますが、単に医療機関が潤うというわけではありません。医師やスタッフの待遇改善や新しい医療機器の導入など、患者が受ける医療の質を良くするための貴重な資源となります。小泉政権下で長らく医療費が引き下げられ、医療崩壊のきっかけとなったことは記憶に新しいところです。

在宅医療の強化に重点

「在宅へ」施設から地域へ」の方向性を明確に打ち出したことにあります。改定で生まれる財源5500億円のうち1500億円が在宅医療の強化に投入されました。

まず、24時間体制で対応する「在宅療養支援診療所」のうち一定の条件を満たす施設では、緊急時や深夜の往診料とみとり加算が引き上げられました。在宅でのみとりを増やすことが喫緊の課題だからです。



今回の改定の特徴は高齢化の進展をにらんで、医療と介護が連携して「入院か

さらに在宅患者の緊急入院を引き上げた場合の加算が引き上げられ、訪問看護についても医療ニーズの高

マンパワー確保が課題

このように高齢者のニーズが高い在宅療養に財源が重点的に投入されたことは理解できます。しかし、現場で在宅療養を担う医師や訪問看護師、訪問介護士のマンパワーはまだ不足しています。国や医師会によるスタッフの養成が欠かせません。

それから国は医療費全体を節約する狙いから在宅療養を推進していますが、在宅で施設と同じサービスを受ける方が施設よりも費用がかさむというデータがあります。この点は正確な検証が必要でしょう。

在宅医療を軌道に乗せるにはまだまだ多くの問題を解決する必要があります。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。